

○防衛省告示第二百二十二号

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第二条の規定によりアメリカ合衆国が使用を許される施設及び区域について、共同使用、追加提供及び新規提供が令和四年九月二日次のとおり決定された。

令和四九月七日

防衛大臣 浜田 靖一

陸上施設

◎共同使用

施設番号	施設名	所在地名	所有関係	摘	要
六〇七六	陸軍貯油施設	沖縄県中頭郡嘉手納	国有	土地…約六〇平方メートル	
		町	民有	土地…約一、四〇〇平方メートル	沖縄県が下水道管の敷設用地として共同

使用する。

◎追加提供

施設番号 施設名 所在地名 所有関係 摘要

一〇六九 別海矢臼別大演習場 北海道野付郡別海町 国有 土地…約一、七六〇、〇〇〇平方メートル

ル

国有 建物…約四六〇平方メートル

国有 工作物…囲障等

訓練施設として追加提供する。

使用期間…

一 令和四年九月十七日から同年十月二

十二日までの間

二 必要に応じ、仮設建物等の建設及び

取壊しのための期間

陸上自衛隊別海矢臼別大演習場、陸上自衛隊別海駐屯地及び航空自衛隊計根別着陸場の施設及び区域の一部を、地位協定第二条第四項(b)の適用ある施設及び区域として提供する。提供期間中は、地位協定の関連ある条項が適用される。

一〇七二 上富良野中演習場

北海道空知郡上富良野町

土地…約三、二〇〇平方メートル

野町

建物…約二一〇平方メートル

国有

国有

国有

工作物…水道等

訓練施設として追加提供する。

使用期間…

一 令和四年九月二十四日から同年十月

十九日までの間

二 必要に応じ、仮設建物等の建設及び取壊しのための期間

陸上自衛隊上富良野中演習場及び陸上自衛隊上富良野駐屯地の施設及び区域の一部を、地位協定第二条第四項(b)の適用ある施設及び区域として提供する。提供期間中は、地位協定の関連ある条項が適用される。

一〇七五 帯広駐屯地

帯広市

国有 土地…約二八三、〇〇〇平方メートル

国有 建物…約二〇〇平方メートル

国有 工作物…水道等

訓練施設として追加提供する。

使用期間…

一 令和四年九月十八日から同年十月十日までの間

二 必要に応じ、仮設建物等の建設及び

取壊しのための期間

陸上自衛隊帯広駐屯地の施設及び区域の一部を、地位協定第二条第四項(b)の適用ある施設及び区域として提供する。提供期間中は、地位協定の関連ある条項が適用される。

一〇七七 丘珠駐屯地

札幌市

国有 土地…約一〇八、〇〇〇平方メートル

国有 建物…約一、八〇〇平方メートル

国有 工作物…水道等

訓練施設として追加提供する。

使用期間…

一 令和四年九月十九日から同年十月十日までの間

二 必要に応じ、仮設建物等の建設及び取壊しのための期間

陸上自衛隊丘珠駐屯地の施設及び区域の一部を、地位協定第二条第四項(b)の適用ある施設及び区域として提供する。提供期間中は、地位協定の関連ある条項が適用される。

土地…約八平方メートル

看板の設置用地として追加提供する。

二〇〇一 三沢飛行場

三沢市

国有

使用期間…当該土地の返還の日まで

◎新規提供

施設番号 施設名 所在地名 所有関係 摘要

一〇八三 静内対空射撃場 北海道日高郡新ひだ

か町 国有 土地…約七、四〇〇平方メートル

国有 建物…約九五〇平方メートル

国有 工作物…囲障等

訓練施設として新規提供する。

使用期間…
一 令和四年九月二十七日から同年十月

十六日までの間

二 必要に応じ、仮設建物等の建設及び

取壊しのための期間

陸上自衛隊静内対空射撃場の施設及び区域の一部を、地位協定第二条第四項(b)の適用ある施設及び区域として提供する。

提供期間中は、地位協定の関連ある条項が適用される。